

# 国際知的財産保護フォーラムプロジェクトチーム運営要領改訂とその意図

IIPPFが模倣品対策に関し日本の産業界をリードする存在であり続けるためには、模対人材の育成および底上げが必須  
特定のベテランに過度に頼っていた状態を課題認識し、人材の入れ替えによる新陳代謝を促すため任期を設定した

1. メンバーのプロジェクトチーム(以下「PJ」という。)への加入にあたっては、各PJによる審査を行うことがある。
2. PJには、総会の決議により幹事一名を置く。幹事は、企画委員会に出席する。
3. **幹事の任期は、2年とし、特段の事情がある場合を除き、連続して再任されることができない。特段の事情の有無は、企画委員会において審議し承認する。**
4. 幹事は、本フォーラムの活動方針に基づき企画委員会及び事務局と連携し、PJの運営・管理を図らなければならない。
5. PJには、幹事のほか、当該PJ所属員の互選により副幹事を若干名置く。副幹事の互選にあたっては、PJの運営の活性化及び多様化並びに次期幹事への就任可能性を考慮する。
6. 副幹事は、PJの運営・管理に当たり幹事を補佐し、PJの会合等に積極的に参加しなければならない。
7. 副幹事は、幹事が任期途中に退任する等の理由により、幹事の職務の遂行が困難と判断される場合、幹事が指名した順位に従い、同職務を代行する。
8. **副幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。**
9. 幹事はその任期後において副幹事に就任することができ、副幹事はその任期後において幹事に就任することができる。
10. 各PJは、当該PJにおける情報提供及びその取扱いについて取り決めることができる。
11. 各PJは、当該PJ内において、同PJの事業に関連する特定のテーマの研究を目的とする下部組織(ワーキンググループ等)を置くことができる。各PJに属する下部組織の構成員は、当該PJ所属員に限るものとする。
12. 各PJは、PJの運営状況について適宜企画委員会において報告し、また必要に応じて総会において報告する。

附則 この運営要領は、令和7年4月1日から施行する。